

一般社団法人能登官民連携復興センター
「クラウドファンディングを活用した復興支援事業」委託事業者募集要領

1 趣旨

クラウドファンディングを活用した復興支援事業（以下「本事業」という。）は、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨からの創造的復興に向け、県内の地域団体等による復興に向けた様々な取り組みを後押しするため、資金調達に向けたクラウドファンディング（以下「CF」という。）の活用の促進を目的とする事業である。

能登官民連携復興センター（以下「当センター」という。）では、本事業の目的の達成に向け、CFの実施に要する費用の一部助成や、広報資材の作成、説明会の開催、相談窓口の設置などを予定としている。

今回、当センターの業務の一部を担う事業者（以下「委託事業者」という。）を募集ものである。

2 本事業の概要

- (1) 助成金の交付
- (2) 本事業の周知に係るチラシや冊子（成果報告書）などの広報資材の作成
- (3) 本事業の周知、CFのコツや参考となる事例の紹介などを目的とした説明会の開催及び資料の作成、参加者へのアンケートなどの実施
- (4) 相談希望者に対する専門的なアドバイスの実施
- (5) 当センターが認定したCF事業者及びサポーター（以下「認定事業者」という。）との連絡調整
- (6) その他、本事業の目的達成のために必要な事項

3 委託内容

別紙「仕様書」のとおり

4 提案上限額

上限6,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、委託業務の実施にかかる全ての費用を含める。

5 対象となる委託事業者

次の要件を満たす事業者を対象とする。

- (1) 過去に、復興庁CF支援事業の地域コーディネーターとしての活動や、他の官公庁における類似事業に関与した実績を有し、CFに関する十分な知見を有すること。
- (2) 当センターや認定事業者と連携・協働した活動を行えること。
- (3) 次の（ア）～（オ）までのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規

定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

6 スケジュール

(1) 募集開始	令和8年2月27日(金)
(2) 質問の受付期限	3月9日(月)17時必着
(3) 応募書類の提出期限	3月13日(金)正午必着
(4) 応募書類審査	3月中旬(予定)
(5) 審査結果通知	3月下旬(予定)
(6) 契約の締結	4月上旬(予定)

7 応募書類の提出

応募を希望する場合は、次のとおり応募書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 応募申請書【様式1】
- ② 役員名簿
- ③ 応募者の事業内容がわかるもの(登記事項証明書、定款、規約等)
- ④ 実施提案書【様式2】
- ⑤ 見積内訳書【様式3】

(2) 提出方法

電子メールにより提出し、件名は「クラウドファンディングを活用した復興支援事業」とすること。電子メールの受信後、当センターから受信確認のメールを送付する。

(3) 提出先

一般社団法人能登官民連携復興センター

TEL: 0768-23-4681 / email: kanri@notorenpuku.jp

(4) 提出期限(再掲)

令和8年3月13日(金)正午必着

8 質問の受付および回答

募集要領の内容等に関して質問のある者は、質問票(様式任意)を作成のうえ、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

提出の際は、件名を「【質問事項】クラウドファンディングを活用した復興支援事業」とすること。なお、対面または電話での質問には応じない。

(2) 提出先

一般社団法人能登官民連携復興センター

kanri@notorenpuku.jp

(3) 提出期限（再掲）

令和8年3月9日（月）17時必着

(4) 回答方法

電子メールの受信後、当センターから受信確認のメールを送付し、追って回答のメールを送付する。なお、評価基準に関する内容や、他の応募者に関する内容等の質問については受け付けない。

(5) 質問回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、当センターのウェブサイトにて公開する。

9 審査

(1) 応募者から提出された応募書類をもとに、当センター内に設置する選考委員会において選定する。

(2) 審査の主な観点

① CFの仕組みや各プラットフォームの特徴などの知見や十分に有しているか。

② 委託事業を遂行できる体制が構築されているか。

③ CFの活用を促進することにより、能登の創造的復興にどのように寄与するか、また、活用に向けた取り組みの内容に、具体性や実現性があるか。

④ CFの活用を検討している者のための説明会の開催時期、構成などが本事業の周知やCFの実施につながる内容となっているか。

⑤ 提案のあった内容に係る経費の見積もり、予算規模は妥当か。

(3) 当センターは、必要に応じて、応募者から追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行う。

10 審査結果の通知

応募書類を提出した者に全て対し、電子メールにより通知する。

なお、審査結果に係る質問や異議は認めないものとする。

11 契約の締結

当センターは、審査結果により選定した応募者と別途協議を行い、業務内容の詳細を改めて協議したうえで契約を締結する。

契約の時期は、「6 スケジュール」で示すとおり令和8年4月上旬を予定している。

12 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

(1) 応募書類に虚偽の申請が明らかになった場合

(2) 受託者に重大な瑕疵がある場合

(3) 業務遂行の意思が認められない場合

(4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

13 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に当センターに対して書面にて、再委託先、再委託の内容、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

14 その他の留意事項

- (1) 応募書類の作成及び提出等に要した経費は応募者の負担とする。
- (2) 募集及び契約については、当センターの都合により中止することがある。
- (3) 委託業務の詳細及び業務の進め方等について疑義があるときは、その都度当センターと協議すること。
- (4) 委託期間中に当センターから委託事業者に委託業務の報告を求めたときは、速やかに報告すること。

15 問い合わせ先

一般社団法人能登官民連携復興センター
管理運営部門 担当：池端（いけはた）
〒929-2372 石川県輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1
TEL:0768-23-4681 / email:kanri@notorenpuku.jp